

立川市工事成績評定結果の活用基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市工事成績評定要領(平成17年4月1日行政管理部長決定。以下「要領」という。)第19条に掲げる評定結果の活用について、工事成績評定の総評定点の状況により一定の措置を定め、建設工事の品質の確保と向上を図ることを目的とする。

(評価)

第2条 この基準において、工事成績評定に基づく評価は、別表第1のとおりとする。

(成績優秀の公表)

第3条 行政管理部品質管理課長(以下「品質管理課長」という。)は、次の各号いずれかに該当する場合、成績優秀な工事及び工事を施行した事業者として立川市のホームページに公表することができる。

- (1) 別表第1の評価区分(以下「区分」という。)Aに該当する評価を受けた工事及び工事を施行した事業者
- (2) 別に定める基準に基づき、優秀な工事等により表彰を受けた工事及び工事を施行した事業者

2 立川市競争入札等参加停止基準(平成8年6月28日市長決定)に基づく参加停止を受けた場合又は他の工事において区分D又はEに該当する評価を受けた場合は、公表しない。既に公表をしている場合には、公表を取り消すものとする。

(表彰制度)

第4条 立川市優秀工事事業者表彰実施要綱(平成31年3月4日市長決定)に基づき、区分A又はBに該当する評価を受けた工事及び工事を施行した事業者を、表彰することができるものとする。

(改善計画書の提出)

第5条 品質管理課長、財務部契約課長及び工事主管課長は、区分Dに該当する評価を受けた工事を施行した事業者に対して、書面又は口頭で注意し、改善計画書承諾申請書(第1号様式)を添付した改善計画書の提出を求めるものとする。

- 2 改善計画書の提出を求めてから提出を受け、市が改善計画承諾書(第2号様式)により承諾するまでの間は、当該事業者を入札に参加させないものとする。また、下請負人とさせないものとする。ただし、現に下請負人となっているときは、この限りでない。
- 3 品質管理課長は、市が改善計画書を承諾した後、当該事業者が新たに受注した工事について、施工体制等点検を行うことができる。
- 4 品質管理課長は、第1項に規定する改善計画書の提出を事業者に求めたときは、立川市競争入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。
- 5 行政管理部長は、第1項の事業者が、当該工事の完了日から起算して12月の間に再度区分Dに該当する評価を受けた場合には、委員会に1月の参加停止措置を求めるものとする。

(成績不良の措置)

第6条 区分Eに該当する評価を受けた工事を施行した事業者について、前条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、「D」を「E」に読み替えるものとする。

る。

- 2 行政管理部長は、前項の事業者について、別表第2に定める期間の参加停止措置を委員会に求めるものとする。
- 3 第1項の事業者が、当該工事の完了日から起算して12月の間に、再度区分Eに該当する評価を受けた場合には、別表第2に定める期間の2倍の期間の参加停止措置を、区分Dに該当する評価を受けた場合には、前条第5項と同じ期間の参加停止措置を求めるものとする。

(委任)

第7条 この基準の施行について必要な事項は、行政管理部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に完了した建設工事から適用する。ただし、第5条第3項及び第6条の規定は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に完了した建設工事から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に契約する建設工事から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に完了する請負工事から適用する。

別表第1 (第2条関係)

| 評価区分 | 総評定点 |
|------|------------|
| A | 80点以上 |
| B | 75点以上80点未満 |
| C | 65点以上75点未満 |
| D | 60点以上65点未満 |
| E | 60点未満 |

別表第2 (第6条関係)

| 総評定点 | 参加停止期間 |
|------------|--------|
| 55点以上60点未満 | 1月 |
| 50点以上55点未満 | 3月 |
| 40点以上50点未満 | 6月 |
| 40点未満 | 9月 |